

平成31年 第2回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	平成31年2月8日（金）午前9時35分～10時20分		
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室		
3. 委員総数	11名		
4. 出席した委員（10名）	2番 齋藤勝義	3番 齋藤文男	
	4番 佐藤直	5番 森 榮一	
	7番 佐藤久美子	8番 齋藤久江	9番 加藤朋光
	10番 伊東正志	11番 遠藤 豊	12番 小林 豊
5. 欠席した委員（1名）	6番 巴 朋之		
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 会議録署名委員	8番 齋藤久江	9番 加藤朋光	
8. 出席した事務局職員	事務局長 村上 司	副主幹班長 小森俊英	
	副主幹 三浦利枝		
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名		
	第2 会議書記の指名		
	第3 会期の決定		
	第4 諸般の報告		
	第5 議案審議		
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【12件】		
報告第3号	非農地証明の発行について ・・・【1件】		
報告第4号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】		
議案第6号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【2件】		

- 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定の件について
 . . .【 1 件】
- 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定の件について
 . . .【 1 件】
- 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う使用賃借権設定の件について
 . . .【 1 件】
- 議案第 1 0 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
 . . .【 3 4 件】

◆事務局長 ただ今より、平成 3 1 年第 2 回にかほ市農業委員会総会を開会致します。
 はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。
 (開会 午前 9 時 3 5 分)

◇会長 【 会長挨拶 】

◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。6 番巴朋之委員より欠席の届け出がありました。
 ただ今の出席委員は、委員総数 1 1 名中 1 0 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇議長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
 8 番齋藤久江委員、9 番加藤朋光委員の両名をお願いいたします。

◇議長 日程第 2 会議書記を指名いたします。
 会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長 日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。
 会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございませんか。

 . . . 〈異議なしの声あり〉 . . .

◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇議長 日程第 4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書5頁です。報告第2号-1につきましても、受人都合による合意解約であります。

報告第2号-2につきましても、場所が離れていることから、受人の管理が行き届かないということでの合意解約であります。

報告第2号-3につきましても、受人都合による合意解約であります。

報告第2号-4につきましても、減反対象とした借入分について双方合意のうえ解約するものであります。

報告第2号-5につきましても、所有権移転に伴う合意解約であります。所有権移転につきましても議案第6号-1に上程されております。

報告第2号-6につきましても、受人高齢のため規模縮小に向けた合意解約であります。

報告第2号-7につきましても、受人高齢のため規模縮小に向けた合意解約であります。

報告第2号-8につきましても、減反対象とした借入分について双方合意のうえ解約するものであります。

報告第2号-9につきましても、減反対象とした借入分について双方合意のうえ解約するものであります。

報告第2号-10につきましても、作業効率等を考えての合意解約であります。解約した農地につきましても、新たな賃借権の設定として議案第7号に上程されております。

報告第2号-11につきましても、所有者が亡くなったことから、縁故人等の意向により賃借人に譲渡するための合意解約であります。所有権移転につきましても、議案第6号-2に上程されております。

報告第2号-12につきましても、永小作権が残存していましたが、受人の意向により双方合意のうえ解約するものであります。

◇議長

報告第2号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第2号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第3号非農地証明の発行についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書8頁です。申請地は、黒川字下谷地地内の農地で、場所は百目木集落よりほぼ北へ1.2キロメートルほど離れたところで、県営圃場整備事業が行われた土地に隣接する地目が「田」の農地であります。位置図及び公図を9頁、10頁に掲載しております。現地は、昭和62年の県営圃場整備事業実施前から既に荒廃状態となっていたとのことで、現在も雑草・灌木類が生息して、原野の状態となっております。小林会長と佐藤直委員と事務局職員が現地調査を行い非農地であると確認しております。

◇議長

報告第3号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第3号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします

◇議長

次に、報告第4号農地の転用事実に関する照会についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書11頁です。報告第4号農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。

場所は、象潟町四丁目塩越地内の農地で、国道7号線の象潟駅前交差点より西側、海水浴場方面に180メートルほど離れ

地点で、住宅に囲まれた地目が「畑」となっている農地4筆であります。位置図及び公図を12頁、13頁に掲載しておりますが、現況は宅地化状態となっております。森委員及び事務局職員が状況調査を行い、現況写真・航空写真等により改めて確認した上で非農地と判断し回答しております。

◇議長 報告第4号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇齋藤文男委員 図面を見ると、今回の申請地から囲まれる形の土地がありますが、212-3の現況はどうなっていますか。

◆小森班長 212-3には、現在車庫が建ってまして、宅地となっております。

◇齋藤文男委員 地主は、同じ人ですか。

◆小森班長 212-3の所有者までは、調べていませんが、そもそも212-2、212-5、212-4、212-3、212-1、211、214、213-1は、筆界未定地で、境界が定まっていなかったが、登記簿上の地目は、「畑」になっていました。今回、関係者と土地家屋調査士と協議し、それぞれの境界を特定し、登記を直すと同時に現況にあわせて地目も変えるということで、今回の照会があったということです。

◇議長 よろしいでしょうか。
他に、質問等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第4号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次に議案第6号農地法第3条の規定による所有権移転の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書14頁です。議案第6号について一括して説明します。議案第6号-1につきましては、報告第2号-5の合意解約に係るもので、受人の規模拡大に伴い所有権移転するものであり、金額は全部で■■■■円です。

また議案第6号-2につきましては、報告第2号-11の合意解約に係るもので、これまで賃借していた土地を売買により所有権移転するものであり、金額は■■■■円です。

どちらも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第6号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第6号-1について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

暫時休憩します。 (午前9時53分)

◇議長

再開します。 (午前10時3分)

◇議長

議案第6号-2について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第7号農地法第3条の規定による賃借権設定の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書15頁です。議案第7号につきましては、報告第2号-10の合意解約に係るものであり、作業効率等を考慮し、新たな耕作者と賃借権の設定をするものであります。

契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであり、

農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第7号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第7号について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第8号農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書16頁です。議案第8号につきましては、現在経営移譲年金を受給している貸人が新たに購入した農地について、同一世帯内親子間で使用貸借権の設定を行うものであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみなしていると考えます。

◇議長

議案第8号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第8号について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第9号農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書17頁です。議案第9号につきましては、昨年6月に集合住宅一棟の新築に当たり、給水管や下水管埋設工事のために一時転用を許可した場所であり、既に工事も完了しておりますが、アパート経営上、既設給水管や下水管の定期的なメンテナンスや異常時の復旧工事等への対応が必要であることから、外形的にも舗装を施しメンテナンススペースとして、農地等と区別する必要があるため転用するものであります。また現地につきましては由利地域振興局職員及び森委員に確認してもらっております。

◇議長

議案第9号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第9号については許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書26頁です。市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が33件でありまして、うち賃借権の新規が10件、再設定が23件、利用権設定の総面積は178,395㎡であり、また所有権移転が1件、面積は1,174㎡となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

では議案書27頁からです。

はじめに議案第10号-1から13まで説明いたします。

議案第10号-1と2は受人が同一であり、1は賃借権の新

設、2は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-3と4は受人が同一であり、いずれも使用賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-5から7はいずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-8は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-9と10はいずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-11と12は渡人、受人とも同一であり、11は賃借権の再設定、12は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-13は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第10号-1から13までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第10号-1から13については、原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次に議案第10号-14については、私に関連する案件ですので、議長を職務代理者に交代します。

◇職務代理者

議案第10号-14につきましても、小林委員に関連しますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席をお願いします。

〈12番 小林委員退席〉

◇職務代理者 議案第10号-14について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第10号-14は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇職務代理者 議案第10号-14の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇職務代理者 ご質問、ご意見ないようですので、議案第10号-14については原案通り承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇職務代理者 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。
12番 小林委員の入室を許可します。

〈12番 小林委員着席〉

◇職務代理者 小林委員が着席しましたので、議長を小林委員と交代します。

◇議長 次に議案第10号-15から34について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第10号-15から17は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-18は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-19と20は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-21と22はいずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-23は使用貸借権の再設定であります。契約

条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-24と25は渡人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-26から31は受人が同一であり、全て賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-32と33は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第10号-34は秋田県農業公社を通しての売買並びに所有権移転であります。売買価格は、全部で■■■■■■円となっております。説明は以上です。

◇議長

議案第10号-15から34までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇森榮一委員

議案第10号-26から31までの新規の賃借権の設定ですが、契約期間がいずれも1年になっていますが、何か特別な理由があつてのことでしょうか？

◆小森班長

初めて耕作する農地ということで、状態が分からないので、取りあえず、1年契約で耕作してみて、状態を確認してから、その後更新するかどうか判断するということのようなのです。

◇議長

よろしいでしょうか。
他に、質問等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第10号-15から34について原案通り承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございます。

した。

(閉会 午前10時20分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

平成31年2月8日

会議録署名委員

総会議長 会長

委員 8番

委員 9番
